

経税部  
だより

# 2017年(平成29年) 年末調整の留意事項

税理士 上野 精一

年末調整とは、従業員から提出される①扶養控除等(異動)申告書、②保険料控除申告書を基に行いますが、①に関しては、今年分からの給与所得控除額との差額を給与等の支払者が清算する仕組みのことです。暦年の給与等の最後の支払時が12月であることから、年末調整といえます。

## 平成29年分からの年末調整で適用される改正事項

### 給与所得控除額の上限引き下げ

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出します。平成29年分からは、この給与所得控除額は給与等の収入金額に比べて、表1の金額になります。

平成28年分までは、給与等の収入金額が120万円を超える場合は給与所得控除額が220万円となり、給与等の収入金額が100万円を超える場合は、給与等の収入金額から控除することができ、給与所得控除額が少なくなり、所得税、住民税の増税となります。

## 平成30年分以後の年末調整で適用される改正事項

### 配偶者控除の見直し

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する年末調整対象者に適用される配偶者控除の額が

控除額が減額されます。そして、合計所得金額が100万円(給与収入の場合120万円)を

### 配偶者特別控除の見直し(図1)

平成30年からは、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下(改正前は38万円超78万円未満)とし、その控除額が表3のとおりとされました。なお、配偶者控除と同じく年末調整対象

## 平成30年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の様式の変更

平成30年分の配偶者控除及び配偶者特別控除の改正に伴い平成30年分の様式が変更されました。「平成30年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」では、控除対象配偶者(所得金額38万円以下の配偶者)を記載する欄がなく、新たに源泉控除対象配偶者について記載する欄ができました。

## その他の留意点

i De Co (個人型確定拠出年金)

平成29年1月から加入者の範囲が拡大したi De Co(個人型確定拠出年金)は従業員等が自ら支払い、運用しているというようなケースでは、

### eLTAx(地方税ポータルシステム)の活用についての留意点

平成29年1月27日から2月1日までeLTAxアクセス集中システム障害が発生しました。これにより、市区町村に送る給与支払報告書の申告データが送信者(会計事務所)には送信されたことが確認できているにもかかわらず、市区町村には、届いていないという事態が生じました。6

(表1) 平成29年分の給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40%(650,000円に満たないときは650,000円)
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+180,000円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+540,000円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10%+1,200,000円
1,000万円超	2,200,000円(上限)

(表2) 平成30年分の配偶者控除額

給与所得者の合計所得金額(給与等の収入金額)	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下(1,120万円以下)	380,000円	480,000円
900万円超 950万円以下(1,120万円超1,170万円以下)	260,000円	320,000円
950万円超 1,000万円以下(1,170万円超1,220万円以下)	130,000円	160,000円

(表3) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額

配偶者控除	配偶者の合計所得金額(給与等の収入金額)	給与所得者の合計所得金額(給与所得だけの場合の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下(1,120万円以下)	900万円超 950万円以下(1,120万円超1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下(1,170万円超1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

(注) 給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

(図1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額イメージ

